

草津栗東行政事務組合行政不服審査会の設置および運営に関する条例

令和4年10月1日

条例第12号

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、草津栗東行政事務組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員)

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律または行政に関して優れた識見を有する者のうちから管理者が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審査会は、会長が招集する。ただし、委員が委嘱された後において最初に行われる会議は、管理者が招集する。

(定足数等)

第7条 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審査請求に係る事件に特別の利害関係を有する委員は、当該事件に係る議決に参加することができない。

(審議手続の非公開)

第8条 審査会の行う調査および審議の手続は、公開しない。

(事務局)

第9条 審査会の庶務は、草津栗東行政事務組合において処理する。

(罰則)

第10条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。